

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

平成28年4月13日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成28年度 細浦地区外6地区用地測量調査業務
- (2) 業務場所 南三陸町志津川字細浦地内 外
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成28年8月31日まで
- (4) 業務概要 漁業集落防災機能強化事業に伴う用地測量調査業務
細浦地区 用地測量 A=0.73ha
清水地区 用地測量 A=0.19ha
立竹木調査 A=0.02ha
荒砥地区 用地測量 A=1.16ha
立竹木調査 A=0.03ha
平磯地区 用地測量 A=1.16ha
立竹木調査 A=0.01ha
袖浜地区 用地測量 A=0.87ha
立竹木調査 A=0.06ha
林地区 用地測量 A=1.03ha
立竹木調査 A=0.09ha
大久保地区 用地測量 A=0.43ha
立竹木調査 A=0.01ha
- (5) 支払条件 前金払及び完成払の2回とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 測量業登録業者であること。
- (3) 平成18年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）発注による用地測量業務を元請として完了した実績を有すること。
- (4) 管理技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有すること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号ウに該当しない者であること。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成28年4月13日（水）から同月20日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町建設課

(2) 設計図書等の閲覧

ア 期間

平成28年4月13日（水）から同月26日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場建設課閲覧所

ウ 質問

設計図書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、平成28年4月21日（木）までに南三陸町建設課へ提出すること。

エ 回答

平成28年4月25日（月）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成28年4月27日（水）午後1時30分

イ 場所

南三陸町役場1階小会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（カについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア 制限付き一般競争入札参加申請書（様式－１）
- イ 測量業登録業者であることを証明する書類の写し
- ウ 同種業務の業務実績調書（様式－２）
- エ 一般財団法人日本建設情報総合センターに業務実績として登録されている登録内容確認書（業務実績）
- オ 配置予定の技術者に関する調書（様式－３）
- カ 入札参加申請書の所在地及び名称を記載した返信用封筒（１通）

(2) 受付の期間及び場所

ア 期間

平成２８年４月１３日（水）から同月２０日（水）までの期間の午前９時から午後５時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後１時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課

- (3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、参加資格の有無について通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に１００分の１０８を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１０８分の１００に相当する額とすること。
- (3) 地方自治法施行令第１６７条の８第４項の規定による再度の入札は、２回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第９５条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町建設課漁業集落整備係 担当者 山本・三木・阿部
電 話 0226—46—1377 (建設課直通)
FAX 0226—46—4557